法務大臣　山下　貴司　様　　令和８年９月 24 日

「医療観察法被害者等の支援施策」の具体化に関する要望書

特定非営利活動法人　さっぽろ犯罪被害者等援助センター
理事長　　木村　邦弘

はじめに

本年４月１日に施行された「第５次犯罪被害者等基本計画」において、刑法３９条不起訴事案、医療観察法処遇事案の被害者に対する支援・援助施策の実施について明示し、９月１０日の法制審議会において、被害者遺族を含む意見交換が実施されたことに改めて感謝申し上げます。つきましては、基本計画で提起された施策に関する具体的な実施内容を要望致しますので、法制審議会等でご検討頂きますようお願い致します。

具体的な要望事項

（１） 基本計画で提起された「被害者手帳」の交付、「カルテ」の導入、「犯罪被害者等コーディネーター制度」、弁護士支援制度等の施策は、医療観察法処遇被害者等にも適用されることになりますが、実施の準備状況と、自治体・保護観察所等関係部署への周知徹底について、実施時期・対応内容等をお知らせください。

（２）「基本計画」に明示された不起訴事案、医療審判における被害者支援について、具体的な施策をお示しください。

① 刑法 39 条不起訴事案の被害者等に対する検察説明の完全実施。

② 検察不起訴事案に対する検察審査会への不服申請の容認、不起訴記録の開示要件緩和等被害者の要望への柔軟な対応。

③ 医療審判における被害者傍聴への代理弁護士・付添人等の同席、被害者心情について代理弁護士等を通じて裁判官への伝達等可能な対策の検討。

（３）医療観察法のガイドラインにおける、指定医療機関の「対象者の同意」があれば、被害者への対象者の情報提供が可能との判断について、統一のマニュアルと「同意書」が必要かと思いますが、基本的な対策と現状の運用についてお示しください。

（４）「第 5 次基本計画」に表記されていない被害者支援に関する要望

①民事訴訟が困難な被害者等に対し、「犯罪給付金」の基準額支給等経済的支援を。
（現状は労災遺族年金等他の公的助成は減額されるため事実上「犯給金」辞退も）

②保護観察所に、被害者の相談に対応する専門支援員の配置を。
(現状は専任の被害者支援員が不在で、統括社会復帰調整官が担当しているが困難)

（５）法務省・厚生労働省の法制審議会に被害者等を含む関係者の参加を。

「第 5 次基本計画」の被害者支援施策の具体化と更なる改善に向けた、法制審議会に被害者等を含む医療・司法・研究者等関係者の参加と議事録の公開を。以上

＊回答につきましては、本年度（2026 年）中に開催される法制審議会への報告、又は年度内に当法人への文書回答をお願いします。